

令和元年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和元年5月24日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和元年5月24日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 第26号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第7 第27号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第8 第28号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第9 第29号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について
- 日程第10 第30号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第11 第31号議案 笠松町学校給食費に関する条例について
- 日程第12 第32号議案 笠松町特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例について
- 日程第13 第33号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第34号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第35号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 第36号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第37号議案 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第38号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第39号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 第40号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 第41号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 第42号議案 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 第43号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和元年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 川島功士 議員

7番 岡田文雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月7日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告申し上げます。

監査委員より平成30年度3月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件について、閉会中に議員派遣を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、閉会中の議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第5 第2号報告及び日程第6 第26号議案から日程第23 第43号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第2号報告及び日程第6、第26号議案から日程第23、第43号議案までの18議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次、説明願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出をさせていただきました案件は、繰越明許費の繰越計算書の報告が1件と、専決処分の承認が4件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意が1件、笠松町学校給食費に関する条例ほか7件の条例案件が8件、令和元年度笠松町一般会計ほか4件の補正予算5件、以上、報告を含めて19件であります。

このうち、議案書26ページにあります第30号議案の羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましても、羽島郡二町教育委員会委員の岩井弘榮氏の任期が令和元年7月24日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、岩井氏を引き続き同委員に任命するため、町議会の同意を求めます。

その他の案件につきましても副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次、御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

2ページの計算書をごらんいただきたいと思います。

第9款 教育費、第2項 小学校費の松枝小学校教育振興事業と下羽栗小学校教育振興事業を令和元年度に全額繰り越しをいたしました。

内容といたしましては、篤志者からの寄附金を財源に松枝小学校と下羽栗小学校に冷水機を1台ずつ設置するもので、3月26日に契約は行っております。工期は5月31日までということになっております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

議案資料では、1ページから32ページまでに及んでおります。

第26号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。平成31年3月29日に専決をしております。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、個人町民税、軽自動車税、固定資産税及び法人町民税に係る所要の規定の整備を行ったものでございます。

3月に専決処分しておりますので、元号は全て平成の表記となっておりますので、御了承をお願いします。

まず、資料の1ページの中ほどでございますが、第1条関係で個人町民税の改正を行っております。まず住宅ローン控除の拡充の改正を行っております。所得税の住宅ローン控除の見直しにより、個人町民税における住宅ローン控除の適用期間を平成45年度まで延長するとともに、平成31年度分以降において住宅ローン控除に係る申告要件を廃止し、所得税と同様に個人町民税においても控除を適用するものであります。

現在の住民税の住宅ローン控除は、納税通知書が送付される時機までに提出された申告書において適用されていたため、通知書送達後の提出は、所得税は適用があるにもかかわらず、住民税においては適用がないケースが生じていたため、こういった改正を行うものでございます。

資料1ページの一番上の33条4と、資料2ページの附則の8条と8条の2の関係ですが、寄附金控除の見直しを行っております。ふるさと納税制度の見直しにより、寄附金の募集を適正に行う地方団体として、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した者に対する寄附金に限って、特例控除対象寄附金として特例控除額が上乗せされるという改正でございます。そして、この措置に伴い、現行では地方団体に対する寄附金の全てが対象となっておりますワンストップ特例制度について、この特例控除の対象となる寄附金のみを対象とする改正であります。

そして、住民税申告書の記載事項の簡素化の改正であります。納税者の申告等の手続を簡素にするため、年末調整の適用を受けた給与等を有する者が提出する確定申告書の記載事項のうち、年末調整で適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額が同額である場合について、確定申告書への所得控除に関する記載は、年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計を記載し、その内訳の記載を要しない旨の所得税法が改正されたことに伴い、住民税申告書も同様に、合計の額の記載によることのできる改正を行ったものであります。

資料の9ページの第3条関係ですが、こちらは個人町民税の非課税措置への単身児童扶養者を追加する改正を行っております。事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得額が135万円以下であるひとり親、ここでは単身児童扶養者というんですが、ひとり親を個人町民税の非課税措置の対象に加えるものであります。

資料を戻っていただいて、資料の5ページの中ほどの下のところにありますが、第2条関係で、単身児童扶養者に係る扶養親族申告書への記載事項の追加を行っております。先ほどの非課税措置の追加に伴い、現行の扶養親族申告書に単身児童扶養者に該当する旨の記載事項を追加して当該情報を把握するものとし、当該扶養親族申告書の名称も扶養親族等申告書に変更するものであります。

続きまして、軽自動車税の関係で資料の3ページのところですが、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正を行うとともに、今回の第1条と第2条による改正の間に、過去の改正の、そのまた改正を行うものであります。

資料3ページの附則の15条と15条の2のところですが、種別割への移行に伴い、現行の重課措置に係る規定を平成31年度に限ったものとし、平成29年度の経過措置に係る規定を削除いたします。

資料の10ページの第4条関係ですが、平成28年改正の第1条の一部を改正するものであります。附則第15条の改正に伴う平成32年度以降に係る重課措置の規定整備を行っております。

資料の6ページの第2条関係ですが、電気軽自動車及び一定の環境基準に適合した天然ガス軽自動車、ガソリン軽自動車等環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対して、環境性能割を非課税とする規定の新設を行っております。

資料の7ページ上段の附則の14条の6ですが、非課税のものを除く三輪以上のガソリン軽自動車の乗用車及び車両重量が2.5トン以下のトラックのうち、一定の環境基準に適合した軽自動車税について、環境性能割の税率を臨時的に軽減する特例措置を新設しております。

7ページの中ほど以降から次のページにわたっていますが、現行のグリーン化特例の適用期限を2年延長して平成32年度分及び平成33年度分とし、種別割についても、環境性能割と同様、税率を臨時的に軽減する特例措置を新設するものであります。

資料9ページの中ほどの改正条例の3条関係ですが、平成34年度分及び平成35年度分の種別割の経過措置について、電気自動車等に限って新設を行っております。

それから、固定資産税の関係の改正ですが、資料の2ページの下段のところですが、税負担軽減措置の見直しを行っております。

こちらは、水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液の処理施設の特例割合の見直しを行うもので、3分の1から3分の2に引き上げる改正であります。町内には、この該当する施設はございません。

資料の11ページの法人町民税の改正でございますが、電子申告義務の宥恕措置を行うものであります。寛大に許すという宥恕措置ですが、大法人に対する申告書の電子情報処理組織へ提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化と電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であると認められる場合における電子的提出義務を解除する改正を行っております。

そのほか、字句訂正等を行っております。

施行期日でございますが、住宅ローン控除、軽重課措置については平成31年4月1日、寄附金税控除関係が平成31年6月1日から、軽自動車の環境性能割とか臨時的な軽減関係は平成31年10月1日、扶養親族の申告に係るものは平成32年1月1日、軽自動車種別割あるいは経過措置の関係は平成33年4月1日、単身児童扶養者の非課税措置の関係は平成33年1月1日が適用となっております。

以上が税関係の専決でございます。

16ページの第27号議案、議案資料では33ページからになっております。

平成31年3月29日に専決を行っております。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充を図るため、所要の規定整備を行ったものでございます。

資料33ページにありますように、国民健康保険税について基礎課税額の課税限度額を現行の「58万円」から「61万円」に引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行ったものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

18ページからの第28号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

こちら平成31年3月29日に専決を行わせていただきました。

平成31年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者を対象に保険料の軽減措置が行われる介護保険法が改正されたことに伴い、当町においても同様の規定整備を行ったものであります。こちらの条例も3月に専決処分を行っておりますので、全て平成の表記となっておりますので、御理解賜りたいと思います。

改正の内容といたしましては、資料の34ページにありますように、保険料基準額7万200円を、第1段階を3万1,600円から2万6,400円に、第2段階4万5,700円を4万3,900円に、第3段階5万2,700円を5万900円に引き下げる改正を行っております。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、21ページの第29号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告して、承認を求めるものであります。

これも、平成31年3月29日に専決をさせていただきました。補正額は562万9,000円の増額補正であります。

専決処分の内容でございますが、豚コレラの影響により、JAぎふ堆肥センターが今年の9月から稼働を停止しておりまして、笠松競馬場からの馬ふん排出量の削減量が予定より少なかったことにより、県外の民間処理施設で処理するための費用等について、追加で予算計上させていただいたものであります。

25ページ下段の歳出にありますように、第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費で、全体で611万6,000円の増額補正を行っております。笠松競馬場から排出される、県外処理施設で処理する費用の増額であります。その内訳としては、可燃ごみ処分業務委託として405万6,000円、それから民間処理施設搬入業務委託料が188万6,000円、それから伊賀市環境保全負担金が17万4,000円となっております。財源はその他で上がっておりますが、県地方競馬組合からの事業系一般廃棄物処理手数料611万6,000円で充当しております。

歳入につきましては、今、申し上げたとおりであります。

27ページの第31号議案 笠松町学校給食費に関する条例についてであります。新規条例であります。

学校給食費は、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、学校給食の提供を受ける児童または生徒の保護者等が負担することとなっております。笠松町の学校給食費は、学校ごとに口座振替または現金による集金、いわゆる私会計により運営してきております。今般、学校現場における業務の適正化に向けた文科省からの通知に対応すべく、学校給食費などの徴収義務の負担軽減などを目的に環境整備を行い、令和2年4月からは、町の一般会計の歳入歳出予算で管理する公会計での運営に移行させるため、必要な事項を定めた条例を新規に制定するものでございます。

第1条では、学校給食法の規定に基づき町が実施する学校給食に係る学校給食費に関する事項について、条例で定める旨を規定しております。

第2条は用語の定義で、第3条では、町が設置する小・中学校で学校給食を実施する旨を規定、第4条では、学校給食の提供を受ける児童及び生徒の保護者等から給食費を徴収する旨を規定、第5条では、学校給食費の額については規則で定める旨を規定しております。

第6条では、学校給食費は、規則で定める方法により納付しなければならない旨の規定、第7条では、学校給食費の遅延損害金についてを規定します。学校給食費は、公会計化されても私債権であるため、規則で定める納期限までに学校給食費が納付されない場合は、民法第419

条で規定する遅延損害金を徴収する旨を規定するものであります。その計算方法は、学校給食費の額に民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することを規定いたします。

法定利率でございますが、現行の民法では5%となっておりますが、今後、民法の改正の予定がございまして、3%に改正される予定でございますので、この条例ではこの数字ではなく、法定利率のみ記載させていただいております。

第8条では、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、学校給食費または、先ほどの遅延損害金を減額し、もしくは免除することができる旨を規定しております。こちらは、天災または火災等を想定しております。

9条では規則委任の関係、附則の1では、この条例は令和2年4月1日から施行し、施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用するものを規定して、附則の2では、準備行為として、この条例の施行日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる旨を規定させていただいております。

以上が学校給食費の関係でございます。

29ページの第32号議案 笠松町特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例についてであります。

NPO法人の承認等の事務は、平成24年より県から移譲事務として町が実施しており、この移譲を受ける際、県の依頼により県条例と同内容の町条例を定めましたが、県が再検討した結果、県条例の規定に則して実施することが適当であるとの結論に至り、今回、町条例を廃止する提案をさせていただきます。

施行期日は、公布の日であります。

なお、これまで町が実施した承認等の事務については、NPO法を根拠としていることや、客観的に見て町条例の内容がおおむね県条例と同内容のものであるため、問題がなかったものと県及び町で認識しているところであります。笠松町のNPO登録団体は、現在5団体ございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

第33号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、近年の地方公共団体における選挙執行の状況を踏まえ、選挙に係る経費の見直しが国において行われまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票所の投票管理者等の報酬の単価の基準額が改定されました。笠松町における投票所の投票管理者等の報酬を、今申し上げました改定後の基準額に改定するために、所要の規定整備を行うものであります。

第25回の参議院議員通常選挙から適用する単価として投票所の投票管理者等の委員報酬を改定するもので、改定額は、資料の35ページにありますように、それぞれ100円から200円の引き上げを行うものであります。

施行期日は、令和元年7月1日であります。

32ページの第34号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、岐南町との共有施設である羽栗社会教育施設について、事務の管理及び執行を委託している岐南町より、10月1日からの消費税引き上げに伴う使用料の改定について協議がありまして、当町における使用料についても見直しを行い、所要の規定整備を行うものであります。

使用料の変更内容であります。資料の36ページでございますように、運動場2時間当たり全面、現在の300円を520円に、それからテニスコート2時間当たり1面200円を410円に改定する内容であります。笠松町の収入は笠松町が収入して、施設の経費の負担は別途、笠松町から岐南町に応分の負担を行って管理しております。

施行期日は、公布の日からであります。

経過措置として、この条例による改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、従前の例ということであります。

今回、岐南町からの協議により、この条例を提案させていただきましたが、笠松町の消費税引き上げに伴う施設利用料等の改定は今、見直しを行っておりまして、9月の定例会に提案する予定でございますので、その節は御審議賜りますようお願いいたします。

34ページの第35号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

母子家庭等及び父子家庭に対する福祉医療費の助成については、児童扶養手当制度を準用し受給者証の有効期間等を規定しておりますが、今般、児童扶養手当法の一部の改正が行われたことに伴い、所要の規定整備をするものであります。

児童扶養手当法の一部改正により、手当の支払い回数及び現況届に基づく支給額の適用期間等が見直されたことに伴い、受給資格を判定する際に用いる所得について、資料の37ページの第2条1項と3号と4号のところに書いてございますが、前々年の所得とする期間を1月から9月とあるものを1月から10月に変更いたします。

なお、この条例改正に伴い、母子家庭等及び父子家庭の受給資格者に対して交付しております受給者証の有効期限については、現在の10月から翌年9月までであったものを、11月から翌年10月までとする本条例の施行規則を改正する予定であります。ですから、今年度においては、10月分のみ受給者証と、11月から翌年10月までの受給者証を交付することになります。

施行期日は令和元年10月1日で、こちらも準備行為を行うことができる旨の規定を行ってお

ります。

35ページから36ページにわたっておりますが、第36号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

消費税率の引き上げに伴い、消費税の課税対象となる水道料金に関し消費税額の引き上げを行う規定整備、そしてもう一つは、水道法の改正に伴い、工事事業者の指定が更新制になることによる手数料の見直しを行う規定整備、そのほか水道法施行令の一部改正に伴う所要の規定整備を行うものであります。

資料の38ページにあります。17条第4項の水道料金と、それから23条の水道メーター使用料の規定を消費税率の変更に対する対応として、従来の「100分の108を乗じて得た額」という規定を、「消費税等相当額を加えた額」に改める規定整備をまず行います。また、31条第1項の関係ですが、給水装置工事事業者指定手数料を、更新制になることに伴い、現在の「2万円」から、近隣市町との整合性を図り、「1万円」に減額することといたします。そのほか、水道法施行令の一部改正に伴い、引用の条ずれを改めております。

施行期日は、令和元年10月1日であります。

経過措置でございますが、施行日前から継続している水道の使用で、施行期日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお、従前の例によることとしております。施行期日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定する日が10月31日以後である水道の使用に当たっては、経過措置の対象となる部分を計算して、新旧の税率をお願いするという内容となっております。

続きまして、次の37ページの第37号議案 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

水道法施行令の一部改正、水道法施行規則の一部改正及び水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

資料の40ページを見ていただきたいと思います。水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、専門職大学前期課程修了者に関する文言を追加するものであります。

専門職大学は、2017年5月に改正されました学校教育法により規定された大学でありまして、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とした大学で、基本は4年でありまして、前期が2年ないし3年、後期が2年ないし1年、そういった大学であります。

施行期日は、公布の日からであります。

議案の39ページから40ページにわたっておりますが、第38号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、将来にわたって安定的なサービスが提供できるよう、下水道使用料の改定に伴う所要の規定整備及び消費税の引き上げに伴い、消費税の課税対象となる下水道使用料に関し、消費税額の引き上げを行う規定整備を行うものであります。

資料の42ページの下段の表にありますように、1カ月の基本使用料10立方メートルまでを990円から1,287円に、そして1カ月の超過使用料1立方メートルにつき排除量10立方メートルを超え500立方メートルまでを110円から143円、排出量500立方メートルを超えるものについては128円から166円。

以上、下水道使用料を30%引き上げする改定を行うものであります。

御参考までに、1カ月30立方メートル使用が標準的な家庭ですが、消費税抜きで3,190円が4,147円、つまり957円の引き上げとなります。

資料の上段でございますが、18条第1項は下水道使用料及び第2項は計量器使用料を規定する条項であります。消費税率の変更に対応するため、第36号議案と同様の改正を行います。従来「100分の108を乗じて得た額」とあったものを、「消費税相当額を加えた額」に改めるものであります。

施行期日は、令和元年10月1日であります。

経過措置につきましては、先ほどの水道事業給水条例と同様でございますので、説明を省略いたします。

41ページから55ページにわたっております第39号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回、7,863万3,000円の増額補正をさせていただきます。

まず、今回の補正では、平成31年4月1日付の職員異動に伴う人件費の予算編成後に職員が退職しておりますので、その分の減額を、一般会計では804万7,000円行っております。一般会計の人件費については、職員の昇格による増額要因があるものの、先ほど言いました予算編成後の退職者による職員数の減により、給料等の人件費が減額となるものであります。なお、全会計における職員数は二役を含め2人減の126人で、合計では1,325万3,000円の人件費の減額となっております。

以下、48ページの歳出から御説明申し上げますが、人件費及びこれに類する物件費については職員異動に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

48ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第8目 諸費、補助金の補正がございしますが、こちらは北門間町内会から要望のありました北門間会館の外壁及び屋根の塗装工事に對し助成を行うため、地区集会所改修補助金を101万5,000円補正させていただきます。工事費の2分の1の助成であります。

49ページですが、第2項 企画費、第1目 企画総務費ですが、こちらは中間サーバーに係

るJ-LISへの運用交付金について、当初予算では地方財政措置、つまり交付税措置のみであったんですが、新たに国費の措置額が確定したことにより、交付金を239万1,000円増額するものであります。当初の分と合わせると、J-LISへは531万3,000円の補助を行うこととなります。なお、補正分の10分の10は国からの補助金であります。

第4目 地方創生推進事業費ですが、こちらは、町外の方へ移住・定住をPRするためのパネル及びパンフレットを作成するため、需用費を増額補正させていただいております。財源は、県の補助金が2分の1充当されます。

それから、東京圏からの移住支援施策として、県が登録する事業所への就職による移住世帯に対する移住支援金の交付を行う岐阜県の制度に乗り、1世帯引っ越しがあった場合、100万円を支援金として払う補正をさせていただきます。4分の3が県の補助金であります。

第5目 プレミアム付商品券事業費でございますが、こちらは消費増税に伴う影響を緩和するため、低所得者及び子育て世帯に対してプレミアム付商品券の販売に要する諸経費を合計で3,494万8,000円予算化するものであります。対象者は4,500人見込んでいまして、まず低所得者ですが、こちらは住民税非課税世帯であります。そして、子育て世帯は3歳未満の子が属する世帯の世帯主が対象となります。販売方法につきましては、対象者に購入引きかえ券を送付して、1冊4,000円、500円券が10枚つづりになっておりますが、これを最大5冊まで購入可能とするものであります。購入限度は1人、販売額2万円で、額面は2万5,000円で、子育て世帯は3歳未満の子の数を乗じて得た額となります。

事務費を諸種組ませていただきまして、委託料の欄にあるプレミアム付商品券販売及び換金委託料については3,034万円4,000円を計上させていただきましたが、笠松町商工会に事務を委託する予定であります。財源につきましては、10分の10、国庫補助金であります。

第5項 選挙費については、先ほどの選挙関係の報酬を改正いたしました。その関係の補正であります。

第3款 民生費の関係で、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。2つの特別会計の繰り出しの補正を行っております。国保の関係は人件費の減に伴う繰出金を減額する補正で、それから介護保険につきましては、職員異動による人件費の補正と、第28号議案でありました介護保険料の関係ですが、低所得者保険料軽減の増額に伴い、一般会計からの繰出金を769万4,000円増額しております。低所得者保険料軽減分の負担金については、2分の1が国の負担金、4分の1が県の負担金となっております。

第4目 障害福祉費ですが、幼児教育・保育の無償化により、障害児の障害サービス利用料の無償化及び高額障害福祉サービスの制度改正に対応するため、システム改修委託料を37万4,000円増額するものであります。内訳としましては、利用料無償化に伴うシステム改修が8万8,000円で、全て国の補助金の対象、高額障害福祉サービスの制度改正に伴うものは28万

6,000円かかりますが、こちらは町単での整備となります。

第7目 国民年金総務費ですが、こちらは人件費の関係ですが、4月1日から国民年金事務担当へ臨時職員を配置したため、7月分から来年3月分までの賃金を計上しております。財源は、国の基礎年金等事務委託金を充てる予定であります。

それから、委託料の増額補正を3万9,000円行っておりますが、消費増税に伴う年金生活者支援給付金の支給における所得提供データの仕様変更に伴うシステム改修委託料を増額しております。その3万9,000円については、全額国の委託金で対応しております。

第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございますが、こちらは幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに施設等利用給付認定通知書等、送付用に使用する封筒を作成するため、需用費及びシステム改修委託料を219万8,000円増額しております。こちらは全額、財源は国の補助金であります。

幼児教育・保育の無償化に伴い、2号認定低所得世帯、これは年収が360万円未満ですが、この世帯への副食材料費免除加算に伴い、各保育所等負担金の増額を216万円行っております。1人当たり4,500円で半年分を計上しております。松枝保育所、下羽栗保育所、笠松保育園であります。財源は全額国費ですが、2分の1は今回の保育給付費負担金で、もう一つは子ども・子育て支援臨時交付金が充てられます。

新2号認定ですが、こちらは施設等利用給付を受ける3歳児以上ですが、そちらと新3号認定、施設等利用給付を受ける3歳未満の子の非課税世帯の無償化に伴う認可外保育施設、具体的にはエンジェルおひさまと松波と愛生ですが、こちらの利用負担金を222万円増額しております。1人当たり3万7,000円、10人分の6カ月分を予算計上しております。こちらの財源も、先ほどと同様であります。

なお、現在、予算計上しております保育所等への給付費はそのままで、歳入の保育料の4,237万7,000円を減額し、そのかわり、国の補助金を歳入する予算体系となっております。

それから、本日、400万円と30万円の寄附がございました。その400万円の2分の1と30万円を活用しまして、寄附者の意向に沿って、児童の育成事業とし、松枝保育所、下羽栗保育所、笠松保育園が行う備品購入事業へ、補助金を230万円増額させていただいております。第一保育所は楽器を使わないということで、今回は対象外といたしまして、笠松保育園に65万円、松枝、下羽栗に合わせて165万円を寄附するというものであります。

第3目 子育て支援推進費でございますが、こちらでも幼児教育・保育の無償化に伴い、旧制度の幼稚園、具体的には笠松幼稚園に在籍する低所得世帯、こちらでも年収が360万円未満ですが、その世帯への副食材料費を支給するため、補足給付費の増額を121万5,000円行います。1人当たり4,500円の45人の6カ月分を計上しております。こちらは、子ども・子育て支援事業補助金は3分の1が国の補助で、3分の2は子ども・子育て臨時交付金となっております。

52ページの第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費ですが、こちらは毎年補正をさせていただいておりますが、ピアゴ笠松店からの指定寄附7万6,025円をレジ袋有料化還元基金に積み立てるため、7万6,000円の補正を行っております。

第6款 商工費のところ、財源内訳補正がありますが、後ほど説明いたします。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でございますが、こちらも幼児教育・保育の無償化に伴うもので、10月から幼稚園就園奨励費補助金から施設等利用給付に移行するため、まず一番下の幼稚園就園奨励費補助金を706万6,000円減額いたします。逆に、双葉幼稚園等の利用料6カ月分を給付費に加算するのと、1号認定低所得世帯、こちらも年収360万円未満ですが、副食材料費免除分を加算するため、教育給付費等負担金を425万7,000円増額させていただきます。利用加算分については双葉幼稚園とかわしま学びの庭であります。財源は、保育と同じ2分の1、2分の1であります。

そして、副食材料費免除加算分も15人分の半年分を組んでおります。財源は同様であります。

幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに笠松幼稚園の利用料とそのほかの幼稚園全体ですが、双葉とかわしまと笠松の関係ですが、預かり保育、一時保育、延長保育などに対する施設等利用負担金の増額を3,423万円行います。財源については、同様であります。

預かり保育負担金については、新2号認定及び新3号認定非課税世帯で、1人当たり1万1,300円の50人分、半年分を計上しております。339万円となっております。財源については同様であります。

54ページ、第2項 小学校費の第1目 学校管理費ですが、5月から下羽栗小学校に通級「まなび」を開級してまいり、これに伴い、教室の改修等に係る諸経費を65万6,000円増額しております。需用費は、教室床の修繕や扉の鍵取りかえ等の費用で12万5,000円あります。備品購入費は、図書費とパーティション等の管理用器具費であります。それから、第2目 教育振興費のほうで28万円、教材器具費をあわせて補正させていただいております。

第2目 教育振興費ですが、先ほど民生費で御説明しましたように400万円の寄附がありましたが、その2分の1を寄附者の意向に沿って松枝小学校の備品、具体的には楽器とか跳び箱等を購入するため、備品購入費を200万円増額補正させていただいております。

55ページですが、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費ですが、こちらはスポーツ推進委員を4月から新たに2名任命し、定数の12名とすることに伴う諸経費を合計で33万6,000円増額しております。報酬や費用弁償、ユニホームの購入費等であります。こちらは羽島郡二町教育委員会が委嘱する委員であります。

以上が歳出でございますが、歳入については、おおむね歳出で説明いたしましたので、触れていない部分だけを説明させていただきます。

47ページの第14款 県支出金ですが、185万円の補正を行っております。

企画費の補正とも関連しておりますが、商工費のところに財源内訳が入っておりますが、こちらは町外者へ移住・定住をPRする事業として、リバーサイドカーニバルの開催経費に対し、岐阜県清流の国ぎふ推進事業補助金の増額を185万円行うものであります。ステージ設置費用やイベント、機器レンタル費用などが対象になるということで、全体の経費としては388万1,000円ですが、その約2分の1が県の補助金としていただけることになっております。

同じく47ページの第17款 繰入金ですが、今回の補正に伴い、財源に充てていました財政調整基金繰入金を2,697万2,000円減額する補正を行っております。

以上が一般会計の補正予算であります。

続きまして、56ページの第40号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

586万7,000円の減額の補正となっております。

歳出につきましては、人件費の減額が648万1,000円の減額、それから第三者行為求償事務委託料を61万4,000円増額しております。こちらは、第三者行為求償事務を県の国保連に委託しておりますが、ことしの1月から3月に納付された金額が予算以上に多かったことから、納付金の5.15%を委託料として増額補正をさせていただいております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を補正額、減額させていただいております。

59ページの第41号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回、138万9,000円の増額補正をさせていただいております。

歳出につきましては、職員異動に伴い人件費を126万1,000円増額しております。

歳入を先に説明したほうがよかったです。消費税率10%への引き上げに合わせて、専決で説明いたしましたように低所得者第1段階から第3段階までの保険料の軽減に伴い、保険料を630万5,000円減額しております。そして一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金を643万3,000円増額しております。それから、職員の給与繰り入れに対しては126万1,000円増額するもので、その差し引きを歳出で余った分を基金に積み立てております。

63ページの第42号議案 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

486万8,000円の増額補正をさせていただいております。

まず66ページの収益的支出であります。こちらも4月1日付の人事異動に伴い、人件費を151万9,000円増額しております。こちらは利益の範囲内であることから、歳出のみの補正となっております。

67ページの資本的収入につきましては、第1水源地改良工事に伴う建設改良費等企業債の増額を330万円増額しております。起債の充当率は100%でして、1億9,880万円から2億210万円

と増額しております。

資本的支出につきましては、第1水源地改良工事に伴う実施設計が確定したことにより、監理業務委託料を2万9,000円増額、それから水源施設改良工事費を325万1,000円増額しております。なお、第1水源地改良事業を今年度と来年度の2カ年で行うため、債務負担行為を今回の補正予算で設定させていただきましたので、よろしくお願いたします。

あと人事異動に伴い、人件費を6万9,000円増額しております。

最後になりますが、75ページの第43号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

277万4,000円の増額補正を行っております。

77ページの歳出でございますが、4月1日付の人事異動に伴いまして、95万円の人件費を増額させていただいております。そして、平成31年3月に総務省から示された地方公営企業法適用後における消費税関連予算の取り扱いにより、平成30年度分の消費税中間納付支払い額は、平成31年度予算の特例的支出ではなく、今回、特別損失として182万4,000円を増額しております。

下水道事業会計における当面の経営状況は、当年度純利益はマイナスの見込みであります。キャッシュ・フロー計算書によりますと令和2年3月31日現在の資金増加額は492万8,000円の予定でありまして、今年度は使用料改定により使用料収入の増を見込んでいることから、今回、支出のみの補正を行うものでありますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。明5月25日から6月3日までの10日間は、議案精読のため休会とし、6月4日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明5月25日から6月3日までの10日間は休会することに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時15分